

意見書案第7号

帯状疱疹ワクチンの定期接種化及び助成制度の創設を求める意見書

帯状疱疹は、水痘（水ぼうそう）と同じウイルスが原因で起こる50歳代から発症頻度が高まる皮膚疾患であり、水痘が治癒した後もウイルスが神経に潜伏し、加齢、疲労、ストレスなどの免疫力の低下等をきっかけとして、ウイルスが再び活性化することによって発症する。

具体的な症状としては、皮膚のかゆみもしくは痛みから始まり、その後、皮膚の腫れや水ぶくれが出現し、発熱やリンパ節の腫れなどの症状を伴うこともあり、発見の遅れによって治療が長引くケースや、皮膚症状が治まった後も激しい神経痛が残るケースもある。

厚生労働省等が実施している感染症流行予測調査によると、成人の水痘に対する抗体保有率は90%以上であり、成人のほとんどは水痘に既に感染していることから、帯状疱疹の発症リスクを有しており、85歳の約半数が帯状疱疹を経験していると報告され、また、80歳までに3人に1人が帯状疱疹を経験すると推定されている。

他方、帯状疱疹の発症予防として、50歳以上の者を対象とした2種類のワクチンがあり、いずれも高い発症予防効果が確認されているものの、現在は任意接種の位置付けとなっており、接種費用が高額になることから、対象者が接種をためらう要因となっている。

昨今の新型コロナウイルス感染症の流行により、多くの国民がワクチンの有効性を知る機会となった今こそ、帯状疱疹の発症による深刻な健康被害を未然に防止していくための取組が必要である。

よって、国におかれては、帯状疱疹ワクチンの接種について、予防接種法に基づく定期接種とし、全額国庫負担による助成制度を創設するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣